

社会保障・税番号制度により交付される通知カード及び 個人番号カードの再交付に伴う手数料条例の一部改正について

改正の趣旨

平成 25 年 5 月 31 日付けで「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）が公布されました。これに基づき、平成 27 年 10 月から国民一人ひとりに「個人番号」が付番され、平成 28 年 1 月から利用が開始されます。

番号法に基づく社会保障・税番号制度では、市区町村が個人番号を付番し「通知カード」（平成27年10月5日以降交付）により本人に通知することとされています。また、市区町村は、本人からの申請により顔写真付きの「個人番号カード」（平成28年1月1日以降交付）を交付するものとされています。

いずれのカードも住民の皆さんの初回の費用負担はありませんが、紛失等により再交付となる場合の手数料について規定するため、逗子市手数料条例の一部を改正するものです。

社会保障・税番号制度とは

社会保障・税番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということを容易に確認できるようにするための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。住民基本台帳に記載されているすべての人に対して、個人番号が重複されることなく付番されることにより、本人確認が容易かつ確実に行われることが可能になります。

この仕組みを使い、行政の無駄を省きより細やかな社会保障を行い、国民にとってより公平・公正な社会の実現をめざすのが社会保障・税番号制度です。

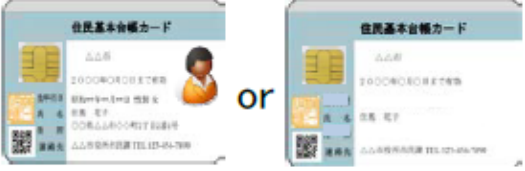
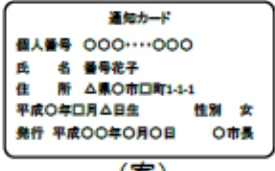
改正内容

通知カード及び個人番号カードの初回の交付手数料及び経費については、市町村が国からの法定受託事務として取扱い、国庫補助対象となっていることから、住民の皆さんが負担することはありません。

しかし、紛失等により「再交付」となる場合の交付手数料経費については、国庫補助の対象とはならないことが国から示されています。このため、カードの紛失等による再交付を希望する場合は、受益者負担の考えから手数料を負担いただくものと判断しました。このことから再交付の手数料額を規定するため、逗子市手数料条例の一部改正を行うものです。

なお、カード等の原価等を考慮して国から示されている再交付手数料相当経費は、通知カードが500円、個人番号カードが800円であることから、同額を再交付の手数料額として規定するものです。

個人番号カード、通知カードについて

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1 様式	 ○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制	 表面(案) 裏面(案) ○個人番号を券面に記載(裏面に記載する方向で検討) ○顔写真を券面に記載	 (案) ○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし
2 作成・交付	○即日交付又は窓口で2回来庁 ○人口3万人未満は委託可能 ○手数料:1000円が主(電子証明書を搭載した場合) ○交付事務は自治事務	○通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送やオンライン等で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定 ○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:無料 ○有効期限が設けられている ○交付事務は法定受託事務	○全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。 ○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:なし ○交付事務は法定受託事務
3 利便性	○身分証明書としての利用が中心	○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面で番号法上義務付けられている本人確認に利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) ○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用 ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用	○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能 (番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)